トピックス TOPICS

市の話題

大東市議会議員および市長選挙期日を決定

大東市議会議員および市長の任期が、今年5月4日に満了となります。大東市選挙管理委員会は昨年11月1日に委員会を開催し、選挙期日を決定しました。

●**投開票日**＝4月19日(日)　●**告示日**＝4月12日(日)

立候補予定者説明会は、2月21日(金)午後2時から市民会館で行います。

問選挙管理委員会事務局☎870・0764

市民レポーター募集!!

市民の皆さんに親しまれ、より身近な広報誌を編集するため、「だいとう」に掲載する記事の取材（箇条書きでも可）・写真撮影など（広報誌または市ホームページに掲載）をしていただける人を募集します。

対取材・写真撮影のできる16歳以上の市民で、デジタルカメラを持っている人　●**募集人数**＝10人（多数の場合は選考）　●**任期**＝4月1日～来年3月31日　●**謝礼**＝年額1万円　他写真が好きな人、人と話すことが好きな人、市をPRしたい人、大歓迎！特別な知識や技術はいりません

申問1月31日(消印有効)までに郵送かメールで住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号、簡単な応募動機を書き、自身で撮影した写真（プリントかデジタル画像）を添えて〒574・8555 戦略企画室広報広聴グループ☎870・0403 ✉kohokocho@city.daito.lg.jp

令和2年度放課後児童クラブ入所申込の受付

放課後児童クラブは、市内12か所で運営しています。

●**受付期間**＝1月10日(金)～31日(金)　●**受付場所・時間**＝大東市社会福祉協議会：午前9時～午後6時、各児童クラブ：午後2時～6時　●**申込書配布**＝1月6日から大東市社会福祉協議会と各児童クラブで入所申請書と就労証明書、口座振替用紙を配布（入所申請書と就労証明書は大東市放課後児童クラブホームページからダウンロード可）

他受付期間後の申し込みは入所日が遅れることがあります。現在入所中で引き続き申し込む場合は、継続入所申請書と就労証明書などを提出してください

放課後児童クラブの概要

●**利用時間**＝平日：放課後～午後6時（延長は午後7時まで）、土曜日：午前8時30分～午後5時、長期休業日：午前8時30分～午後6時（延長は午後7時まで）　●**利用場所**＝各小学校内（灰塚小学校は近隣地）　●**休業日**＝日曜日、祝・休日、8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日、3月31日　●**入所基準**＝同居の親族やその他の人が児童の育成をできないと認められる場合で、児童の保護者が①～④のいずれかに当てはまる人①居宅外で労働することを常態としている②内職などで日常の家事以外の労働をすることを常態としている③疾病その他の理由により身体などに障害を有している④長期にわたり疾病の状態にある、または身体などに障害を有する同居の親族を常時介護している　対市内在住の小学生　¥1か月8200円、保険料年間800円、午後7時までの延長1500円、土曜日の利用1600円

クラブ名	電話番号
四条北小	877・3903
泉小	870・8452
氷野小	806・2211
灰塚小	875・6588
南郷小	871・0464
住道北小	872・9288
住道南小	871・7201
四条小	879・0822
深野小	871・8411
北条小	877・0301
三箇小	875・0878
諸福小	870・1666

問大東市社会福祉協議会☎874・1082

ZABとオリンピック・パラリンピックに関する連携協定を締結しました

市・市議会・ZAB（(一社)全国空き家バンク推進機構）の3者で、「オリンピック・パラリンピックを契機とした地域活性化にかかる連携協定」を締結しました。市議会を含めての協定は全国で初の取り組みとなります。今後は3者で連携・協力を図りながら、世界最大のスポーツの祭典を盛り上げていきます。

問戦略企画室都市魅力観光グループ☎870・0442

リノベーションスクール@大東　観覧者募集

まちなかの公共空間、空き家・空き店舗、地元の商売などを地域の資源と捉え、新たなまちのビジネスを起こし、エリアを変えていく「リノベーションスクール」を府内で初めて開催します。スクール開催期間中、各講師による特別議義と、受講生が練り上げたビジネスプランのプレゼンテーションを一般公開します。

時①1月24日(金)午後6時～7時、25日(土)午前9時～10時・午後6時30分～7時30分②1月26日(日)午後2時～4時

記号の見方　時とき　所ところ　内内容　講講師　出出演　対対象　定定員　¥費用　無無料　持持ち物　券整理券配布・チケット販売　他その他　申申し込み先　問問い合わせ先　✉メールアドレス　保一時保育あり（原則有料、申込要。詳細はお問い合わせください）

所アクティブ・スクウェア・大東　内①特別講義（3回）②公開プレゼンテーション　講㈱サルトコラボレイティヴ代表取締役・加藤寛之さん、㈱ブルースタジオ・大島芳彦さんほか
定100人程度　¥0　他小さなお子さんをお連れの人は事前にご相談ください
問公民連携推進室☎870・9623

民生委員児童委員と主任児童委員が決まりました

令和元年12月1日付けで、145人の民生委員児童委員と9人の主任児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました。

民生委員児童委員は、地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、適切なサービスや機関につなぐなど必要な援助を行う一方、関係行政機関に対する協力活動を行い、社会福祉の増進に努めています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する民生委員児童委員として、教員の経験者、保育士などの資格を有する人、子ども会活動などの児童健全育成活動の実績を有する人などが委嘱されます。

いつでも気軽にご相談ください。また、あなたの地域を担当する委員が分からないときは、お問い合わせください。

問福祉政策課☎870・0435、大東市社会福祉協議会（民生委員児童委員協議会事務局）☎874・1082

民生委員児童委員

氏名	住所
北条地区	
藤井　圀子	北条1丁目4-15
三隅　光雄	北条1丁目15-33
橋本　晴和	北条7丁目2-19
佃　耕一	北条1丁目22-50
乾　善朋	北条2丁目6-4
木本　亘	北条2丁目17-9
中井　克之	北条4丁目3-8
寺本　一司	北条4丁目8-16
中井　明美	北条4丁目1-11
孫﨑　冨美子	北条4丁目16-7
北田　義治	北条5丁目2-18
三ツ川　進	北条6丁目21-13
澁谷　恭子	北条6丁目16-8
東口　満弘	北条7丁目3-27
三星　テル子	北条7丁目12-32
植木　順子	錦町16-9
三好　幸子	錦町8-23
四条地区	
石野　恭輔	野崎1丁目12-31
三木　豊子	深野3丁目9-26
八木　清二郎	野崎1丁目19-10
森野　令子	野崎2丁目5-18
峰野　宣枝	野崎3丁目12-12
山本　順子	野崎2丁目15-1
村田　智子	野崎4丁目7-48
奥田　直子	大字龍間742-3
上田　紀子	寺川1丁目12-1004
濵田　伸子	寺川5丁目2-13
衣田　順一	寺川5丁目8-31
谷田　益雄	寺川4丁目5-38
谷田　千恵美	寺川2丁目1-15
田中　佳代子	中垣内1丁目4-15
谷山　和子	中垣内5丁目5-8
藤井　敏和	中垣内4丁目3-13
築山　康一	中垣内7丁目1-26
四条北地区	
田原　節子	北新町15-304
岩本　秀光	明美の里町3-72
藤原　江理子	明美の里町17-19
安里　正則	明美の里町8-15
久本　麻理子	北楠の里町6-16
明田　正文	北楠の里町15-21
田中　貴恵	中楠の里町5-26
岡　芳美	中楠の里町20-16
萱野　由紀子	南楠の里町1-15
山本　徹二	南楠の里町16-25
澤樹　美智子	津の辺町15-22
白井　佳代	津の辺町17-24
山本　隆幸	南津の辺町2-26
今井　優希	南津の辺町5-14
浦　真重美	南津の辺町9-8-201
太田　修	南津の辺町20-34
土井　千津子	南津の辺町16-54
深野地区	
松下　清晴	深野北1丁目3-31
松原　妙子	深野北1丁目11-72
中村　豊美	深野3丁目22-30
田中　久美子	深野3丁目16-404
小新　和子	深野4丁目16-59
影山　和惠	深野4丁目13-28
大井　淳子	緑が丘1丁目4-8
宮本　玲子	緑が丘2丁目6-25
三箇地区	
安部　賀寿美	三箇1丁目7-12
木村　壽野	三箇1丁目10-21
山本　祐子	三箇1丁目14-12
大江　惠子	三箇2丁目4-34
三嶋　郁夫	三箇3丁目3-6
三ツ川　栄津子	三箇4丁目8-16
櫻井　郁子	三箇5丁目4-11
北口　保	三箇6丁目8-18
寺西　友子	三箇6丁目22-23
住道北地区	
延時　一男	幸町3-14
倉内　勇	曙町6-102
松本　正子	三住町2-35
守屋　裕美	三住町11-35
中村　鎮也	谷川1丁目3-54
水場　俊夫	谷川2丁目2-28
山田　喜三郎	谷川2丁目8-822
米澤　敏子	住道1丁目2-10-504
白井　光美	赤井1丁目3-27
氷野地区	
山本　繁子	氷野1丁目9-19
中西　節子	氷野1丁目15-1
相築　綾子	大東町7-10
品川　やえ子	大東町9-7
辻本　博子	御領4丁目2-65
橋本　百合子	御領3丁目2-2
辻田　妙子	氷野2丁目11-8
濵田　美佐子	氷野2丁目6-13
木井　敏子	氷野3丁目10-35
前田　衣子	氷野3丁目11-50-1222
眞鍋　忠宏	氷野3丁目8-6
泉地区	
杉本　明美	平野屋1丁目9-20
西田　清美	平野屋1丁目2-51
坂口　正登	泉町1丁目9-4
森尾　富美枝	泉町2丁目1-24
堤　久美子	御供田1丁目12-15
野﨑　美代子	御供田1丁目20-5
北本　璋子	御供田2丁目7-15
中西　三枝子	御供田3丁目14-15
中永　英男	御供田4丁目7-2
住道南地区	
中村　勝利	扇町1-16
寺本　多津子	扇町14-9
藤原　和子	栄和町13-16
森本　玲子	栄和町10-21
瀧本　加代子	末広町3-1012
橋川　照夫	川中新町26-209
畑中　成子	川中新町1-201
松本　むつ子	大野1丁目7-5
花岡　泰子	大野1丁目11-1-605
川上　みゆき	大野2丁目6-12
灰塚地区	
森　義弘	朋来1丁目31-101
柴田　シヅ子	朋来2丁目22-803
南　幸惠	朋来2丁目17-508
加納　重美	朋来2丁目20-403
米倉　美津子	朋来2丁目13-402
山本　由見子	灰塚1丁目9-32
細見　光代	灰塚2丁目10-32
朝野　幸美	灰塚5丁目10-20
池田　美智子	灰塚3丁目2-28
倉谷　美智子	灰塚4丁目6-70
越井　幸子	灰塚5丁目2-6
田渕　三之亮	灰塚5丁目3-8
樋向　とし枝	灰塚6丁目9-17
南郷地区	
多田　雅枝	赤井2丁目5-20
田口　久美子	赤井2丁目17-2
松本　ツヤ子	赤井3丁目13-3
宮武　節子	赤井3丁目17-11
吉岡　早苗	太子田1丁目9-30
大東　由利子	太子田1丁目8-19
白井　喜美枝	太子田2丁目14-19
藤林　朋子	太子田2丁目11-11
山田　たつみ	南郷町11-503
諸福地区	
西村　眞代	諸福2丁目7-21
谷中　津子	諸福1丁目8-6
藏前　芳治	諸福3丁目5-22
西村　浩一	諸福3丁目7-8
福井　不二	諸福1丁目7-21
池上　博子	諸福5丁目6-14
福井　典子	諸福5丁目6-12
樂　景子	諸福7丁目2-3
中尾　麗子	諸福6丁目7-12
古田　幸子	諸福5丁目6-7
池上　英理子	諸福5丁目6-9
橋本　理惠子	新田本町13-32
前田　智子	新田本町16-19
北村　知子	新田東本町4-22
和田　美智代	新田本町18-9
善澤　由岐子	新田本町6-17

主任児童委員

氏名	住所
杉浦　美佐子	北条7丁目11-14
山崎　敦子	寺川5丁目17-68
宮田　清美	深野北1丁目12-24
中田　順子	谷川2丁目1-22
山下　美奈	氷野3丁目10-75
樋口　里美	新町16-12
内田　君枝	朋来2丁目5-35-1213
中川　明美	太子田2丁目11-4
坂本　喜美子	諸福1丁目1-14

申告の準備はお済みですか

税の申告

税に関する申告は、主に「所得税の確定申告」と「個人住民税の申告」です。所得税の確定申告は税務署、個人住民税の申告は市町村で行ってください。申告にはマイナンバーが必要です。

個人住民税の申告が必要な人

①令和2年1月1日現在、大東市に住所がある人

②給与所得者のうち、次のⒶⒷに当てはまる人Ⓐ給与所得以外に少しでも所得があった人Ⓑ勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人（日給所得者・アルバイトなどの人）

③公的年金などに係る雑所得者のうち、公的年金などの収入金額の合計金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人

※所得税は確定申告をする必要がありませんが、個人住民税は申告が必要な場合があります

個人住民税の申告をしなくてもよい人

①税務署に所得税の確定申告をする人（同時に個人住民税の申告をしたとみなされます）

②前年中の所得が給与所得のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人

③前年中の所得が公的年金などに係る雑所得のみで日本年金機構などから市に公的年金等支払報告書が提出されている人のうち、年齢が65歳以上で収入金額が155万円以下の人、64歳以下で105万円以下の人（年齢は1月1日時点）

④前年中に所得のなかった人や所得が少なく個人住民税がかからない人（ただし、課税証明書の交付が必要な場合や、国民健康保険税・介護保険料・公営住宅家賃の算定のほか、各種制度を利用するために申告が必要な場合があります）

医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」が必要です

適用を受ける人は、あらかじめ明細書を作成の上、ご来場ください。領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

問門真税務署☎06・6909・0181、課税課市民税グループ☎870・0418

税務署からのお知らせ

確定申告に関する電話相談

相談したい税金の種類ごとに専門の税務相談官を配置し、確定申告に関する質問や必要書類の確認などに分かりやすく対応します。

問門真税務署電話相談センター☎06・6909・0181（音声ガイダンス「0」番）

スマートフォンで確定申告

今年から利用範囲が拡大し、全ての給与所得者や年金収入のある人も利用できるようになりました。

IDとパスワードを取得すれば、スマートフォンからe-Taxで送信できます。IDとパスワードの発行を希望される人は、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、お近くの税務署にお越しください。

また「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちであれば、IDとパスワードが無くてもe-Taxで送信できるようになりました。

門真税務署の申告書作成会場は「守口門真商工会館」です

時2月17日(月)～3月16日(月)午前9時～午後5時（土・日曜日・祝日などを除く。ただし、2月24日・3月1日は開設しています）

※申告相談の受け付けは午後4時までです

所門真市殿島町6-4　持申告に必要な書類の他、本人確認書類、前年分の申告書の控え、印鑑、利用者識別番号などの通知（お持ちの人）など　他門真税務署内には、申告書作成会場を設けていません。右記以外の期間は、通常の相談窓口での対応となります。なお、申告書などは、郵送での提出も可能です。還付申告をされる場合は、2月14日以前でも提出できます

問門真税務署☎06・6909・0181

年金所得者・給与所得者の還付申告相談会場を開設

時2月5日(水)～7日(金)午前9時30分～11時30分・午後1時～3時　所市民会館（キラリエホール）　**●相談整理券の配布**＝午前8時30分から1階階段下で、先着順に当日分の相談整理券を配布。早朝からの順番待ちはご遠慮ください。翌日の相談整理券は配布しません。相談整理券のない人は、申告相談はできません。申告書が完成していて提出のみの人は、相談整理券がなくても開設期間中随時受け付けます

持本人確認書類（マイナンバーカードや通知カード、運転免許証、健康保険証など）、源泉徴収票、還付申告に必要な書類（医療費の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書、国民年金保険料の控除証明書、社会保険料の支払いの分かる書類、住宅借入金等特別控除の必要書類など）、還付金の振込先が分かるもの、印鑑、確定申告のお知らせ（はがきもしくは封書）・前年分の申告書控え　他近畿税理士会の税理士が相談に応じます。譲渡所得（株式・不動産など）および先物取引（FX取引を含む）に関する相談は行いません

問門真税務署☎06・6909・0181

記号の見方　時とき　所ところ　内内容　講講師　出出演　対対象　定定員　¥費用　無無料　持持ち物　券整理券配布・チケット販売　他その他　申申し込み先　問問い合わせ先　✉メールアドレス　保一時保育あり（原則有料、申込要。詳細はお問い合わせください）

市税のお知らせ

「給与支払報告書」などの提出期限は1月31日です

給与などの支払者は、給与の支払先全てについて、給与支払報告書を作成し、各市町村に提出してください。

また、給与所得の源泉徴収票、報酬などの支払調書および法定調書合計表は税務署に提出してください。e-Taxを利用して提出できます。

問給与支払報告書について：課税課市民税グループ☎870・0418、法定調書について：門真税務署（管理運営部門）☎06・6909・0181

給与特別徴収のお願い

大阪府と府内全43市町村は、原則として全ての事業主の皆さんを特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。個人住民税の給与特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から給与天引きして納付する制度です。地方税法などの規定により、原則事業主は特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行うことになっています。事業主は所得税のように税額計算や年末調整をしていただく必要がなく、従業員は金融機関などで納付する手間が省けます。

給与特別徴収がまだの事業主は、特別徴収へ切り替えをお願いします。

問課税課市民税グループ☎870・0418

償却資産の申告は1月31日までに

法人や個人で工場や商店を営むなど事業を行っている人は、その事業に使用している償却資産をお持ちの場合、毎年1月1日現在、所有する資産の内容を1月31日までに申告しなければなりません。期限間近になると窓口が混雑しますので、なるべく1月17日までに提出してください。申告の必要があると思われる人には、すでに申告書を送付しています。まだ届いていない人や、新たに事業を始めた人はご連絡ください。

問課税課資産税グループ☎870・0420

	償却資産の例
構造物（建物附属設備）	門・塀・緑化施設などの外構工事、舗装路面、看板（広告塔）など
機械・装置	コンベア、工作機械、冷凍冷蔵設備など
車両・運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車など
工具・器具備品	パソコン、各種工具、事務用備品、陳列ケース、冷暖房機器、理美容機器、医療用機器など

下水道のはなし

雨水ますの清掃

落ち葉やビニール袋などのごみが雨に流されて、雨水ますを詰まらせることがあります。日頃から、雨水ます周りの清掃をお願いします。

問上下水道局下水道施設課☎871・1197

三好長慶公（みよしながよし）武者行列in大東

飯盛城を居城とし、「織田信長に先駆けた天下人」とも言われている三好長慶をPRするため、武者行列を実施します。甲冑（かっちゅう）などの衣装を着て堂々とまちを歩けるこの機会、ぜひご参加ください。

時3月8日㈰午前10時～午後3時ごろ（小雨決行）　所いいもりぷらざ　●コース＝いいもりぷらざ～東高野街道～野崎まいり公園～野崎参道商店街～いいもりぷらざ

会場での催し　パフォーマンス、徳島県三好市物産展、市の産品紹介物産展、フリーマーケットなど

〈武者行列の一般参加者募集〉

参加方法・定員		
Ⓐ自前の衣装を着て参加	①甲冑や陣羽織、かぶとなど	
	②三好長慶に関わるキリシタンや茶人、忍者など	
	③その他、団体や家族で考案した衣装	
Ⓑ貸し出しの衣装で参加	①甲冑	30人（¥1体につき2千円）
	②簡易甲冑	30人　¥0
	③陣羽織	50人　¥0
	④ファミリー隊（陣羽織）	20組（親2人・子ども3人以内を1組として）
	⑤子ども鉄砲隊・薙刀（なぎなた）隊	各20人（鉄砲・薙刀・衣装は用意します）

他申込者多数の場合は抽選（当選者のみ連絡）。子どもは小学6年生まで。こども会などの団体・チームでの参加については個別相談（子どものみでの参加は不可）

申1月31日までにⒶまたはⒷの区別と衣装番号（例：Ⓐ-①、Ⓑ-②）、参加者全員の氏名、住所、性別、年齢、連絡先（代表者に○印）を書いて郵送、ファクスかメールで事務局（様式自由）

〈武者行列の特別参加者募集〉

対ほら貝をお持ちの人、忍者衣装などでイベントを盛り上げていただける個人や団体　他パフォーマンスの内容や実績などを踏まえて参加を決定（詳しくは個別相談）

〈ボランティアスタッフ募集〉

内ステージ関係や警備などの支援　対イベント運営に興味があり、指示のもと適切に行動できる人　他無償。事前準備から、または当日のみの参加、いずれも可

〈出店者募集（フリーマーケット＆物産）〉

内1ブース2㍍×2㍍。手作り品や加工品などの物販や農産物などの販売　¥千円　他必要備品は各自で持ち込み。出店位置は事務局が指定。多数の場合は抽選

申1月31日までに代表者名、所在地、連絡先、出店内容を書いて郵送、ファクスかメールで事務局

申問〒574-8555三好長慶公武者行列in大東実行委員会事務局（都市魅力観光グループ）☎870・0442　FAX870・0907
✉miryoku@city.daito.lg.jp

庁舎検討だより②

庁舎検討の今後の流れについて

市民の皆さんのご意見から、庁舎の果たすべき役割を十分に検討し、庁舎整備の考え方となる基本方針を策定します。

市民ワークショップ

市民ワークショップの参加者を募集

時3月1日㈰・22日㈰・29日㈰・4月12日㈰午後2時（計4回　全日2時間程度）
内大東市の将来のまちの在り方や庁舎像を議論
対原則満18歳以上の市内在住・在勤・在学者で、他の審議会などの委員をしていない人
定10人（全日参加できる人を優先）
申1月17日（必着）までに応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファクスまたはメール
※応募用紙は新庁舎整備課で配布、市ホームページからもダウンロード可

審議会

「大東市庁舎の在り方などに関する審議会」の委員を募集

●**目的**＝市庁舎の在り方や機能について調査審議するため設置
●**任期**＝2月～来年3月31日（予定）
●**開催回数**＝全8回程度
定若干名（応募者多数の場合、応募動機、作文による書類選考）
対原則満18歳以上の市内在住・在勤・在学者で、他の審議会などの委員をしていない人
●**報酬**＝7500円（1回当たり）
他応募時の提出書類は返却不可。結果は全ての応募者に文書で通知
申1月17日（必着）までに応募用紙に必要事項を記入の上、「私が考えるこれからの市役所の役割」をテーマに書いた作文（400字程度）を添えて、郵送、ファクスまたはメール
※応募用紙・作文用紙は新庁舎整備課で配布、市ホームページからもダウンロード可

問新庁舎整備課☎870・9631　FAX872・2291　✉chosya@city.daito.lg.jp

望まない受動喫煙をなくすため、「健康増進法」・「大阪府受動喫煙防止条例」による新しいルールができました

学校・病院・行政機関の庁舎など

昨年7月 敷地内禁煙

↓

4月
敷地内全面禁煙

※屋外（敷地内）に喫煙所を設けないよう努めてください

オフィス・事業所・飲食店など

（事務所、工場、ホテル、旅館、ショッピングモール、鉄道、その他全ての施設）

4月1日から **原則屋内禁煙**

ポイント❶ たばこを吸えるのは、専用の喫煙室の中だけです。経営規模の小さい既存飲食店には、法・条例に基づき経過措置があります。

ポイント❷ 施設の管理者は、屋内で喫煙を認める場合は、専用の喫煙室を作ってください。
条例の規制の対象となる飲食店に対しては、府独自の支援制度があります。

ポイント❸ 専用の喫煙室を設置した施設は、標識を掲示しなければなりません。

ポイント❹ 20歳未満の人は、たとえ、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙できる場所には立ち入れません。

問府受動喫煙防止対策相談ダイヤル☎06・6944・8224
月～金曜日午前9時30分～午後6時　※土・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く

記号の見方　時とき　所ところ　内内容　講講師　出出演　対対象　定定員　¥費用　無無料　持持ち物　券整理券配布・チケット販売　他その他　申申し込み先　問問い合わせ先　✉メールアドレス　保一時保育あり（原則有料、申込要。詳細はお問い合わせください）